開会　午前１０時２８分

○金谷委員長　それでは、開会いたします。本日は全員の出席です。

議事に入ります。１、令和元年第２回臨時会提出議案について、理事者から説明をお願いいたします。

福祉保険部長。

○稲田福祉保険部長　第２回臨時会に提案しております議案のうち、福祉保険部所管にかかわる事項につきまして御説明を申し上げます。

初めに、議案第１号、令和元年度旭川市一般会計補正予算でございます。補正予算書の４ページをごらんください。３款１項３目老人福祉費の介護保険事業特別会計繰出金でございます。こちらは、本年１０月からの消費税率の引き上げに合わせて、低所得者に対する介護保険料の軽減強化を図るための政令改正があったことに伴い、介護保険事業特別会計への繰り出し額を増額する必要があることから、繰出金として、２億８千７６万９千円を補正しようとするものでございます。財源は、国庫支出金が１億４千３８万４千円、道支出金が７千１９万２千円、一般財源が７千１９万３千円となっております。

続きまして、議案第２号、令和元年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算でございますが、同じく補正予算書の５ページをごらんください。こちらは、先ほど一般会計で御説明いたしました介護特会への繰出金の増に伴うものでございまして、６款１項４目、低所得者保険料軽減繰入金を２億８千７６万９千円増額するとともに、１款１項１目、第１号被保険者保険料で財源振りかえとして同額を減額することとしております。以上が、今回提案しております補正予算の概要となります。

続きまして、条例の制定でございますが、議案第５号、旭川市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定でございます。本案は、地方自治法施行令の一部が改正され、これまで都道府県の所管とされておりました指定障害児通所支援事業者の指定等に関する事務が中核市に移譲されたことに伴い、障害児通所支援事業者等における人員、設備及び運営の基準等を定めるため、条例を制定しようとするものでございます。施行日は公布の日としております。

以上、よろしくお願いいたします。

○金谷委員長　税務部長。

○山口税務部長　議案第３号、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

当該法律において、工業標準化法の一部が改正され、日本工業規格の名称が日本産業規格に改められることに伴い、第１条、旭川市固定資産評価審査委員会条例の一部改正において、この名称を引用しております条項を整理しようとするものでございます。施行日は、当該法律の施行日である令和元年７月１日とするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○金谷委員長　保健所長。

○鈴木保健所長　議案第３号、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

当該法律において、工業標準化法の一部が改正され、日本工業規格の名称が日本産業規格に改め

られることに伴い、第３条、旭川市畜犬取締及び野犬掃とう条例の一部改正におきまして、この名称を引用しております当該条例の別記様式について整理しようとするものでございます。施行日は、当該法律の施行日であります令和元年７月１日としようとするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○金谷委員長　保険制度担当部長。

○金澤福祉保険部保険制度担当部長　議案第６号、旭川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、本年１０月に予定されております消費税率の引き上げに伴い、低所得の高齢者を対象とした介護保険料の軽減措置に関する政令改正が行われたことから、保険料率に関する規定を整備しようとするものであります。整備に当たり、国が示す下げ幅と連動し、保険料基準額に対する割合を第１段階においては０．４５から０．０７５減じて０．３７５とすることにより、額で申しますと、３万３千４００円から２万７千９００円へ、同様に第２段階においては０．６１から０．１２５減じて０．４８５、４万５千３００円から３万６千円へ、第３段階においては０．７３から０．０２５減じて０．７０５、５万４千２００円から５万２千４００円へ、それぞれ保険料負担の軽減を図ろうとするものであり、公布の日から施行し、平成３１年４月１日から適用しようとするものであります。

なお、今年度実施分の軽減措置につきましては、次年度以降の完全実施時における軽減幅の半分の水準としておりますが、次年度実施分につきましては、今後、改めて国から政令等により示される内容を踏まえながら、追って改正条例案を提案させていただくことを予定しております。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○金谷委員長　子育て支援部長。

○中村子育て支援部長　議案第７号、旭川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を説明申し上げます。

この条例は、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が一部改正され、放課後児童支援員の資格要件の一部について、これまで都道府県知事が行う研修を修了した者とされておりましたが、指定都市の長が行う研修を修了した者が追加されたことに伴い、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。施行日は、公布の日としております。

以上、よろしくお願いいたします。

○金谷委員長　委員の皆さんからの発言はございますか。

（「なし」の声あり）

それでは、２、報告事項に移ります。使用料・手数料の見直し案に対する意見提出手続について、地域集会施設の活用に関する実施計画（素案）に対する意見提出手続について、旭川市清掃工場整備基本構想の策定について、缶・びん等資源物中間処理施設整備基本構想の策定について、理事者から報告をお願いいたします。

市民生活部長。

○和田市民生活部長　使用料・手数料の見直しに関する取り組みにつきましては、総務常任委員会所管の案件ではございますが、個別の使用料・手数料の所管部局として関連がございますので、４月２４日から６月１４日までの期間で実施しております意見提出手続について御報告いたします。

民生常任委員会が所管する使用料・手数料につきましては、住民センター、障害者福祉センター、児童館などの使用料、市税の証明、犬の登録、ごみの埋め立て処分などの手数料がございまして、関連する部局は税務部、市民生活部、福祉保険部、子育て支援部、保健所及び環境部となりますが、本日の報告は、使用料・手数料の見直しの全体概要となりますので、関連部局を代表いたしまして市民生活部からさせていただきます。

それでは、使用料・手数料の見直し案に対する意見提出手続についてという厚い資料がございますので、こちらをごらんください。この資料は、資料１　使用料・手数料の見直し案（概要）、資料２　使用料一覧、資料３　手数料一覧、正誤表を一つにまとめております。本日は、資料１で見直し案の概要を御説明いたします。

それでは、資料を２枚めくっていただきまして、資料１－２ページの右側をごらんください。今回の見直し案の対象となる使用料・手数料は「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針（改訂版）で対象としております公の施設の使用料及び手数料となります。その内訳といたしましては、使用料で専用使用料が９５施設１千２４０項目、個人使用料が５３施設２７２項目、機械使用料が２施設８４項目、手数料が９７０項目となっております。次に１枚めくっていただきまして、資料１－４ページをごらんください。ここから１－７ページまでは、使用料の見直しによる料金の増額や減額などについて種類ごとに項目数を整理しております。使用料全体では、１２０施設１千６４３項目のうち、算定した料金が上限の１．５倍を超えるものが６０４項目あり、最終的な見直し案といたしましては、増額が８５５項目、減額が４４７項目、変更なしが４７項目などとなります。

続きまして、資料１－８ページをごらんください。今回の見直し案では、無料施設の有料化や減免の見直しについても検討しております。有料化につきましては、１４施設で実施したいと考えております。減免の見直しにつきましては、現在７０歳以上の観覧料を全額免除としている４施設については５割負担に、また、若者で構成された団体が公益的、公共的な活動で市内中心部の施設を利用する場合の使用料については、一般料金の５割にしたいと考えております。１枚めくっていただきまして、資料１－９ページをごらんください。ここから１－１１ページまでは、手数料の見直し内容になります。手数料の見直しによる料金の増額や減額についてでありますが、手数料全体では９８１項目のうち、算定した料金が上限の１．５倍を超えるものが６９項目あり、最終的な見直し案といたしましては、増額が３２２項目、減額が５１７項目、変更なしが１３３項目などとなっております。

最後に、今後の取り組みについてでございますが、恐れ入りますが資料１－２ページまで戻っていただきまして、左側をごらんいただきたいと存じます。現在、パブリックコメントに合わせまして全体説明会を開催しており、また、５月２２日からは、個別説明会を延べ３８回開催いたします。その後、市民の皆様からいただきました御意見等を踏まえながら、本年９月の定例市議会への議案提出、新年度４月からの実施に向け、料金改定の最終案取りまとめを進めてまいりたいと考えております。以上で、この件の報告を終わります。

続きまして、地域集会施設の活用に関する取り組みにつきましても、総務常任委員会所管の案件ではございますが、施設所管部として関連がありますので、４月２４日から６月１４日までの期間で実施しております地域集会施設の活用に関する実施計画（素案）に対する意見提出手続について、引き続き報告をさせていただきます。

配付資料Ａ４横の地域集会施設の活用に関する実施計画（素案）をごらんください。本計画は、昨年度総務部におきまして策定されました公共施設等総合管理計画第１期アクションプログラムに基づきまして、地域集会施設を効率的に活用するために具体的な取り組み内容を整理し、実施計画として策定しようとするものでございます。資料の２ページをごらんいただきたいと存じますが、この計画の対象となる施設は、太枠内にありますとおり、市民生活部所管の住民センター、地区センターなどに加えまして、社会教育部所管の公民館、観光スポーツ交流部所管の地区体育センターなど合計３４施設でございますが、資料の４ページ（３）の進め方にもありますように、将来像である「全ての地域集会施設において、地域自治の推進や生涯学習の振興に関するものを含めて、多様な利用目的に対応できる環境の整備」を目指して２段階に分けて取り組みを進めていくこととしております。

まず、第１段階の取り組みでございます。４ページ中段でございますけれども、施設の開館時間及び休館日の見直しを考えておりまして、具体的には、住民センター、地区センター、地域活動センターにつきまして、これまでの利用の状況を踏まえ、現行の午前９時から午後１０時の開館時間を午後９時までの開館時間に変更したいと考えております。また、施設区分ごとに異なっております年末年始の休館日につきましては、１２月３０日から１月４日までを休館日とすることを予定しております。

次に、施設の使用料及び利用料金につきましては、先ほど御報告いたしました使用料・手数料の見直しの考え方、「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針に基づき、利用者負担額を改定し、全ての地域集会施設において貸し室の広さに応じた共通の使用料等を設定したいと考えております。なお、改定後の使用料等の額につきましては、Ａ４横の配付資料、使用料及び利用料金設定の考え方にそれぞれの施設の具体的な金額を示しております。全体的には、住民センター、地区センター、地域活動センター、地区体育センターは減額となる一方、公民館と農村地域センターは増額となります。この改定に当たりましては、改定料金上限の改定前の１．５倍としておりますことから、公民館と農村地域センターの一部の貸し室については、１回の料金改定で目安額まで到達することが困難であるため、２回程度の料金改定が必要となります。また、住民センターや地区センターなどで、これまでと比べ大きく利用料金が減額となりますことから、市民委員会、町内会、地域自治団体の減免については、市では規定しない方向で検討いたします。施設の運用に関することとして、現在、公民館では飲食を伴う貸し室の利用が制限されておりますが、公民館以外に利用できる施設がない地域も一部にあり、住民センター、地区センター同様に公民館での飲食を可能とすることも検討したいと考えております。こうした取り組みによりまして、地域集会施設の効率的な活用を図りながら、その後の施設の利用状況などを踏まえ、さらに資料４ページの下段になりますけれども、２０２４年度からの第２段階の実施に向け、社会教育法に基づく公民館の位置づけを初め、住民センター等における生涯学習等の事業実施、利用者負担額の２回目の改定、減免の取り扱いの見直しなどを検討していくこととしております。

最後に、今後のスケジュールでございますが、６月１４日までの期間で実施する意見提出手続のほか、市民説明会や公民館などで開催する個別説明会での御意見、御提言などを踏まえ、行財政改革推進委員会や各施設を所管する部局における附属機関等の調査、審議を経まして、実施計画を策定し、第３回定例会に関連議案を提案、新年度の４月から実施を目指して取り組みを進めていきた

いと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○金谷委員長　環境部長。

○高田環境部長　初めに、旭川市清掃工場整備基本構想の策定について報告いたします。この構想は、現在の近文清掃工場の将来整備に向けた基本方針などを定めたものであります。策定に当たりましては昨年度、学識経験者や公募市民で構成する旭川市清掃工場検討委員会を設置し、審議を重ね、構想案を取りまとめた上、１月２１日から２月２８日までの期間で意見提出手続を実施いたしました。期間中、個人１３人、１団体から計１６件の意見提出があり、主な意見といたしましては、排出ガス対策や搬入車両の増加への対応、建設費などに対する御意見などをいただいたところであります。これらの御意見を踏まえまして、検討委員会から最終案の答申を受け、本構想は４月１１日に決定したところであります。

それでは、主な内容につきまして、配付いたしました基本構想概要版をもとに説明いたします。

初めに、第１章では、本構想の目的を示しておりますが、現在の近文清掃工場は、稼動から約２０年以上が経過していることから、平成２５年度から平成２８年度までの４年間をかけまして、基幹的設備改良工事を実施し、約１０年間の延命化を図ったところでありますが、再び、更新時期を迎えますことから、施設整備を計画的に進めるため定めたものでございます。本構想は、第８次旭川市総合計画や関連計画との整合性を図るとともに、新・旭川市ごみ処理・生活排水処理基本計画（改訂版）の基本施策や将来のごみ処理システムの基本方針に基づき策定しております。

次に、第２章と第３章では、清掃工場の整備の検討を進めるに当たって、ごみ処理の現状と課題や今後のごみ排出量の見通し等を整理した上で、将来のごみ処理システムの基本方針である「最終処分量の抑制や廃棄物エネルギー回収の効果を追求し、地球温暖化に配慮した経済的なごみ処理システムの構築を目指す」を具体化するための手法などを検討し、その方向性を定めております。具体的には破砕・選別施設の導入や現在、燃やせないごみとして埋め立てているリサイクルできないプラスチック類の焼却処理への移行により、最終処分量の削減や資源化率の向上を図るとともに、焼却によるごみ発電能力の向上により高効率化を目指すこととしております。

次に、第４章では、次期清掃工場整備の基本方針を、廃棄物エネルギーの有効活用と経済性を追求し、最終処分量の低減にもつながる、地域に新たな価値を創出する次期清掃工場を目指すこととし、整備手法については、現施設の再延命化と新設との比較検討をし、交付金の活用やより多くの売電収入の増加を見込めることなどの点で有利となる新設を基本とすることとしております。

次に４ページに移りまして、第５章の整備用地と施設配置につきましては、現在の場所は都市計画上の位置づけや近文リサイクルプラザが移転することで、必要な面積、施設配置及び動線の確保が可能であることから、現敷地での整備を基本としてまいります。

次に、第６章と第７章では、焼却で得られるエネルギーの利活用を熱や電気として、工場内や隣接施設などで利用し、余剰電力は売電することを基本とすること。環境保全については、現施設同様、各種法令の基準を遵守し、必要な環境保全対策を行うこととしております。

次に、第８章では、想定する施設の概要をまとめておりますが、次期清掃工場は１日当たり３６トンを処理する破砕・選別施設を併設し、１日当たり３０３トンを処理する焼却施設を想定しており、防災拠点としての機能や環境学習の場としての機能などについても考え方を示しております。

最後に、第９章、第１０章では、事業手法選定や概算事業費と財源計画、事業スケジュールなどの考え方を示しており、２０２７年度の稼働開始を目指してまいります。なお、財源の一部については国の交付金を活用してまいります。

本構想の概要につきましては以上でございます。なお、今年度は、地域説明会の開催や来年度に予定しております基本計画の策定に向けた課題整理などを進めてまいります。

以上、報告いたします。

続きまして、缶・びん等資源物中間処理施設整備基本構想の策定について御報告いたします。

本構想は、現在の近文リサイクルプラザの施設更新に向けた基本方針や施設概要などを取りまとめたものでございます。策定に当たりましては、構想案について、旭川市廃棄物減量等推進審議会で審議するとともに、２月２１日から３月２５日までの期間で意見提出手続を実施したところであり、意見提出手続では、期間中、個人３名、１団体から計６件の意見提出があり、運営方法や作業員の安全性の確保、資源物の回収方法などに対する御意見をいただいたところでございます。これらの御意見も踏まえまして、審議会に最終案を諮った後、本構想は、４月２６日に決定したものでございます。

それでは、本構想の主な内容につきまして、こちらも配付いたしました概要版をもとに説明をいたします。

初めに、本構想策定の背景と目的につきましては、現施設は、稼働から同じく２０年以上が経過し、建物や機械設備の更新時期を迎えていることや、作業員の安定的な雇用の確保に課題があるなどの現状を踏まえまして、次期施設の整備を計画的に進めるために定めるものでございます。また、本構想は、国の循環型社会形成推進基本法はもとより、新・旭川市ごみ処理・生活排水処理基本計画（改訂版）や旭川市分別収集計画に基づき策定しております。

次に、第１では、１ページから２ページにわたって現在の処理工程を示した上で、現状の課題を整理するとともに、現在処理している主な資源物の排出量実績と将来予測をグラフで示しております。

次に、第２では、新施設整備の基本的な考え方について、施設整備に向けた３つの基本方針を示しております。１つ目は、現在の選別処理工程を見直すなど、適正かつ安定的な施設を目指すこと。２つ目は、民間活用を含め経済性にすぐれた効率的な施設を目指すこと。３つ目が、周辺環境と調和し、安全性にすぐれた施設を目指すことでございます。

また、施設整備の基本条件につきましては、処理対象物は、容器包装リサイクル法の対象品目である空き瓶と、缶や家庭金物などの金属類を基本とし、現在、燃やせないごみとあわせて収集し、最終処分場で処理、保管しております乾電池や蛍光管、ガス缶などについても新施設での受け入れについて検討していくこととしております。１年間の処理予定量につきましては、空き缶が約１千２００トン、空き瓶が約２千９００トンなどと想定しております。

次に、施設や主要設備の概要についてですが、敷地面積は約１万３千５００平米、建築面積は工場棟と管理棟を合わせまして約３千８５０平米としております。建設用地につきましては、市有地の活用など、新たな用地で整備することとし、収集運搬の効率性や生活環境の保全などを十分考慮し、関係法令等を遵守して、環境負荷の低減や周辺環境の保全に努めてまいります。

次に、第３の施設整備の手法では、３ページから４ページにわたって、昨年度実施いたしました

ＰＦＩ等導入可能性調査の結果などを踏まえまして、経済的な優位性や作業員の安定的な確保、競争性への期待などから公設民営（ＤＢＯ）を基本に進めることとしております。

最後に、第４では事業計画として、本事業の概算事業費や事業スケジュール、財源確保の考え方を示しており、本施設は２０２３年度からの稼働開始を目指しております。なお、こちらの施設につきましても、財源の一部につきましては国の交付金を活用してまいりたいと考えております。

本構想につきましては、以上のような内容となっております。なお、今年度につきましては、建設地の決定や生活環境影響調査、事業者選定に向けた作業を進めてまいりたいと考えております。

以上、報告いたします。

○金谷委員長　それでは、ここで委員の皆様からの御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

それでは、以上をもって理事者の報告を終了いたします。

３、特定事件の閉会中継続調査付託について、行政視察の調査目的及び閉会中の委員会招集事件として本委員会の所管を包括する上で、市民生活に関する事項、保健衛生及び福祉に関する事項、清掃及び環境に関する事項の以上３件を本委員会の特定事件といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

そのように決定させていただきます。なお、これら３件については、委員の任期中、閉会中継続調査の特定事件とするので御了承願います。

以上をもちまして、委員会を散会いたします。

散会　午前１０時５５分